

霧島市条例第36号  
令和6年12月20日

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第244号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市漁港管理条例

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「管理する漁港」を「管理する国分漁港及び永浜漁港」に改める。

第3条第2項中「第5条」の次に「（工作物の新築、改築、増築又は除去に関するものを除く。）」を加える。

第5条第3項中「1週間」を「1月」に、「1年」を「3年」に改める。

第6条の見出し中「使用料」の次に「等」を加え、同条第1項中「甲種漁港施設を利用する者に対しては、使用料」を「第4条の規定による届出をした者から使用料を、第5条第1項の規定による占用の許可を受けた者から占用料」に改め、同条第2項中「の区分及び額は、別表」を「及び占用料（以下「使用料等」という。）の種類、区分及び額は、別表第1」に改め、同条第3項中「使用料」の次に「等」を加え、同条第4項中「使用料を減額し、又は」を「使用料等の全部又は一部を」に改め、同条に次の1項を加える。

5 既納の使用料等は、返還しない。ただし、甲種漁港施設を利用し、使用し、又は占用する者の責めに帰することのできない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（土砂採取料等）

第6条の3 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「採取者等」という。）から土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 土砂採取料等の種類、区分及び額は、別表第2のとおりとする。

3 土砂採取料等については、第6条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、「甲種漁港施設を利用し、使用し、又は占用する者」とあるのは「採取者等」と読み替えるものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

（権利の移転の制限）

第13条の2 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

第14条第1項中「若しくは承認」を削り、同項第1号中「又は第10条第2項」を「、第10条第2項又は第13条の2」に改める。

第16条中「故意により」を削る。

第18条第1号中「又は第11条第3項本文」を「本文、第11条第3項本文又は第13条の2」に改める。

第19条中「使用料」の次に「等」を加える。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

使 用 料 等	区分		金額	備考
	利用又は占用に係る施設の種類	利用又は占用の態様		
使 用 料	1 外郭施設及び係留施設	ア 漁船に係るものの	(ア) 使用日数が年間30日未満の場合	総トン数1トンにつき係留24時間までごとに2円28銭
			(イ) 使用日数が年間30	総トン数1トンにつき年間68円38銭

			日以上の場合		
		イ 漁船以外の船舶に係るもの	総トン数1トンにつき係留24時間までごとに5円20銭		
2 野積場、漁具干場及び漁港施設用地	(1) 漁業に係るもの	ア 使用期間が10日以内の場合	1平方メートルにつき1日1円13銭 (2円78銭)	額の欄中括弧内の金額は、舗装してある野積場、漁具干場及び漁港施設用地の使用について適用する。	
		イ 使用期間が11日以上1月未満の場合	1平方メートルにつき1日1円65銭 (3円29銭)		
		ウ 使用期間が1月以上の場合	1平方メートルにつき1月45円50銭 (92円27銭)		
	(2) 漁業に係るもの以外のもの	ア 使用期間が10日以内の場合	1平方メートルにつき1日1円40銭 (3円5銭)		
		イ 使用期間が11日以上1月未満の場合	1平方メートルにつき1日1円89銭 (3円54銭)		
		ウ 使用期間が1月以上の場合	1平方メートルにつき1月58円15銭 (107円65銭)		
占用料	1 漁港施設用地	(1) 工作物を設置しない場合	1月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の2に相当する額	(1)に該当し、占用の期間が1月未満である場合には、額の欄に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する税率を乗じ	
		(2) 工作物を設置する場合	ア 架空工作物、円管類、電柱類及び広告物類		
			霧島市道路占用料徴収条例(平成17年条例第264号) 第2条及び別表により算定する額		
		イ ア以外の工作物	1月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の3		

			に相当する額	て得た額 (以下「消費税額」という。) 及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加えた額とする。
2 外郭施設及び係留施設	(1) 工作物を設置しない場合		1月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の2に相当する額に消費税額及び地方消費税額を加えた額	
	(2) 工作物を設置する場合	ア 架空工作物、円管類、電柱類及び広告物類	霧島市道路占用料徴収条例第2条及び別表により算定する額	
		イ ア以外の工作物	1月につき市長が定める適正用地価格の1,000分の3に相当する額	
3 輸送施設			霧島市道路占用料徴収条例第2条及	

		び別表により算定する額	
--	--	-------------	--

備考

- 1 1トン未満は1トン、1平方メートル未満は1平方メートル、1日未満は1日、15日未満は0.5月、15日以上1ヶ月未満は1月として計算する。
- 2 使用料等の総額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表第2（第6条の3関係）

1 土砂採取料

区分	単位	金額	備考
砂	1立方メートル	100円	
砂利	1立方メートル	160円	
かき込砂利	1立方メートル	150円	
ぐり石	1立方メートル	150円	
石材	1立方メートル	3,000円	
転石	直径60センチメートル未満のもの	83円	庭園用のものは、10倍の額とする。
	直径60センチメートル以上のもの	120円	

備考

- 1 採取に係る土砂の数量に単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げて土砂採取料を計算するものとする。
- 2 1件当たりの土砂採取料の額は、この表により算出した額に消費税額及び地方消費税額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 1件当たりの土砂採取料の額が100円未満のときは、100円とする。

2 占用料

区分	単位	金額	備考
電気、通信、ガス又は水道施設用地	電柱	1本につき 1年	520円 占用物件たる電柱の支線又は支柱の占用料は、徴収しない。
	親子ラジオ柱	1本につき 1年	200円 占用物件たるラジオ柱の支線又は支柱の占用料は、徴収しない。

	鉄塔	1基につき 1年	730円	
	樋管等の地 下埋設物  直径50セ ンチメー トル未満 のもの  直径50セ ンチメー トル以上 のもの	長さ1メー トルにつき 1年  長さ1メー トルにつき 1年	70円  130円	水域の占用に係る占用 料の額は、左欄に掲げ る金額の2分の1の額 とする。
交通施設用地	軌道	長さ1メー トルにつき 1年	650円	複線は、倍額とする。
	通路又は通 路橋	1平方メー トルにつき 1年	42円	
農業用地	農地	1平方メー トルにつき 1年	6円	
	採草放牧地	1平方メー トルにつき 1年	6円	
宅地	専用住宅	1平方メー トルにつき 1年	92円	
	倉庫、工 場、造船 所、事務所 又は店舗	1平方メー トルにつき 1年	103円	
鉱工業用地	仮設工作物	1平方メー トルにつき 1年	110円	
	材料置場	1平方メー	79円	

		トルにつき 1年		
土木建築用地	仮設工作物	1 平方メー トルにつき 1年	110円	
	材料置場	1 平方メー トルにつき 1年	79円	
漁業用地	漁業用工作 物	1 平方メー トルにつき 1年	57円	
	その他	1 平方メー トルにつき 1年	23円	
娯楽施設用地	遊船	1 隻につき 1年	620円	
	露店又は仮 設興行場	1 平方メー トルにつき 1日	17円	
広告宣伝施設用 地	広告板又は 廣告塔	1 平方メー トルにつき 1年	920円	板又は塔の表面積によ る。
その他	物干場	1 平方メー トルにつき 1年	70円	
	流木用くい	1 本につき 1年	78円	
水域		1 平方メー トルにつき 1年	57円	

#### 備考

- 1 1年未満の期間に係る占用で占用料が年額で定められているものに係る占用料は、月割をもって計算する。この場合において、占用の期間に1月末満の端数があるときは当該端数を、占用の期間が1月末満であるときは当該期間を、それぞれ1月として計算するものとする。

- 2 占用に係る面積又は長さの数量に単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げて占用料を計算するものとする。
- 3 占用の期間が1月に満たない占用の当該占用料の額は、この表により算出した額に消費税額と地方消費税額を加えた額とする。
- 4 1件当たりの占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 5 1件当たりの占用料の額が100円未満のときは、100円とする。
- 6 この表の区分により難い区分の占用又はこの表の区分にない区分の占用に係る占用料の額は、この表の類似の区分によりその都度市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。